

## ○沖縄大学非常勤講師就業規則

(2018 年 3 月 19 日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、学校法人沖縄大学（以下「本法人」という。）が設置する沖縄大学（以下「本学」という。）に勤務する非常勤講師の就業に関する事項を定めるものとする。

2 この規則に定める事項のほか、非常勤講師の就業に関する事項は、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則に定める非常勤講師とは、所定の授業を担当する教育職員であって、常時勤務に服さず、授業科目、出講曜日、時間及び労働契約期間を定めて雇用される者をいう。

(人事及び服務監督)

第3条 非常勤講師の人事に関する権限は理事長が、服務の監督は学長が、これを行う。

(労働条件の明示)

第4条 非常勤講師の採用に際しては、労働条件通知書を作成し、採用時の労働条件を明示するものとする。

(契約期間)

第5条 非常勤講師の雇用期間は、1年を超えない範囲とする。

2 更新の可否は、カリキュラムの編成状況、本法人の経営状況、当該講師の勤務評価（授業改善アンケート等）などによって理事長が決定する。

3 更新できる期間は、非常勤講師が年齢70歳に達する年度末(3月31日)までとする。

(学部・学科新設に伴う労働契約の特例)

第6条 理事長は、学部・学科を新たに設置する場合で、当該学部・学科の運営上必要と認めるときは、70歳を超える者を、非常勤講師として雇用することができる。

(学部・学科新設に伴う労働契約期間の特例)

第7条 学部・学科を新たに設置する際に雇用した非常勤講師で70歳を超える者の雇用期間は、当該新たに設置する学部・学科の完成年度までとする。

(勤務時間)

第8条 非常勤講師の勤務時間は、労働条件通知書の定めるところによる。

2 業務上その他の都合によっては、勤務時間を変更することがある。

(出勤、欠勤及び休講、補講の手続き)

第9条 非常勤講師は、出勤した際に直ちに出勤簿に押印しなければならない。

2 非常勤講師が欠勤する場合は、あらかじめその事由と予定日を所定の手続きにより届け出なければならない。ただし、緊急やむを得ない場合によりあらかじめ届け出ることができないときは、電話またはその他の方法により欠勤する旨を連絡するとともに、事後速やかに届け出なければならない。

3 非常勤講師が欠勤等により契約に定める期間に授業を担当できなかった場合には、学長は大学が定める期間に補講を命じることができる。

(休日)

第10条 非常勤講師の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学創立記念日（6月10日）
- (4) 6月23日（慰霊の日）
- (5) 年末年始（12月29日から1月3日まで）
- (6) その他理事会において定める日

2 学長は、業務の都合により必要がある場合は、前項の休日を他の日に振り替えることがある。

(年次有給休暇)

第11条 雇用の日から起算して6か月間継続勤務し、その間の所定勤務日数が8割以上勤務し、引き続き雇用されるときは、労働基準法に基づき年次有給休暇を付与する。

2 前項に規定する年次有給休暇については、所定勤務時間に勤務した場合に支払われる通常賃金を支給する。

3 学長は、請求された時期に有給休暇を与えることが大学の正常な運営を妨げる場合においては、他の時期にこれを与えることができる。

4 有給休暇を行使する場合は、あらかじめ学長へ届け出なければならない。

(年次有給休暇以外の休暇)

第12条 非常勤講師は年次有給休暇以外の休暇の承認を受けようとする場合には、その事由を付し、事前に休暇願を学長に届けなければならない。ただし病気、災害その他やむを得ない事由によって事前に届けることができなかつた場合には、事後速やかに届けるものとする。

2 前項に規定する休暇の種類及び期間については、沖縄大学有期雇用職員就業規則別表3を適用する。

3 年次有給休暇以外の休暇については無給とする。

(育児・介護休業等)

第13条 非常勤講師の育児・介護休業等については、沖縄大学職員育児・介護休業等に関する規程（2007年7月9日制定）に定められている職員の育児・介護休業等の例による。

2 前項の規定にかかわらず、子の看護休暇及び介護休暇については無給とする。

(給料)

第14条 非常勤講師の給料は、1授業時間当たりの時間給とし、職務内容、技能、経験、職務遂行能力等を考慮して、それぞれの講師について理事長が定める。

(給与の計算期間及び支払日)

第15条 給与は、月の11日から翌月の10日までを計算期間とする。

2 給与の支給日は、月の末日とし、その日が日曜日、土曜日又は第7条第2号の休日に当たるときは、その日前において最も日曜日、土曜日又は第7条第2号の休日でない日を支給日とする。ただし、特に必要があるときは、理事長は、これを変更することができる。

3 前項の日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合には、それらの休日の前日に支払う。

(表彰及び懲戒)

第16条 非常勤講師の表彰及び懲戒については、沖縄大学職員就業規則第6章(表彰及び懲戒)の規定を準用する。但し、沖縄大学職員就業規則第33条第8号の規定は適用しない。

(退職)

第17条 非常勤講師は、次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 契約期間が満了したとき
- (2) 退職を願い出て許可されたとき
- (3) 死亡したとき

(退職の願い出)

第18条 非常勤講師が、退職をしようとするときは、2週間前までに退職願を理事長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由のあるときは、この限りでない。

2 退職を願い出た非常勤講師は、理事長の承認を得るまで従前の職務に従事し、業務を後任者に引き継がなければならない。

(解雇)

第19条 理事長は、非常勤講師について次の各号のいずれかに該当する事由がある場合は、所定の手続きを経て当該講師を解雇する。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

2 非常勤講師が禁錮以上の刑に処せられたときは、即時解雇する。本法人に雇用されるに際して提出した書類に虚偽の記載があったときも同様とする。

(解約)

第20条 理事長は、非常勤講師の担当予定科目が履修登録の結果、本学が定める人数に受講者が満たない場合は、その科目について契約を解約する。

(退職金)

第21条 非常勤講師には、退職金は支給しない。

(無期雇用契約転換の申込等)

第22条 非常勤講師のうち、通算契約期間が5年を超える者は、所定の様式で申込むことにより、現在の有期雇用契約満了日の翌日から、期間の定めのない雇用契約(以下「無期雇用契約」という。)へ転換することができる。

2 前項の通算契約期間は、2013年4月1日以降に開始する有期雇用契約の契約期間を通算するものとし、現在の有期雇用契約については、その末日までの期間とする。ただし、雇用契約が締結されていない期間が連続して6か月以上ある非常勤講師については、それ以前の契約期間は通算契約期間に含めない。

3 無期雇用契約転換の申込みをしようとする非常勤講師は、現在の有期労働契約期間満了日の30日前までに、無期雇用契約転換申込書を理事長へ提出するよう努めなければならない。

4 所定の要件を備えた前項の申込みがあった場合、理事長は、無期雇用契約転換申込受理通知書を申込者に交付する。

(無期雇用契約転換後の規則の適用)

第 23 条 前条の手續に基づき無期雇用契約へ転換した非常勤講師 (以下「無期雇用非常勤講師」という。) については、この規則を適用する。

2 前項の場合において、この規則中「非常勤講師」は、「無期雇用非常勤講師」と読み替え、有期雇用契約を前提とする第 2 条 (定義) 中「及び労働契約期間」の部分、第 5 条 (契約期間) 及び第 17 条 (退職) 第 1 号の規定は適用しない。

(無期雇用非常勤講師の休職)

第 24 条 無期雇用非常勤講師の休職については、「学校法人沖縄大学職員就業規則」第 21 条第 1 項各号の規定を準用するが、休職期間の上限は、同規則第 22 条で定める期間の 2 分の 1 とする。

2 無期雇用非常勤講師の休職については無給とする。

(無期雇用非常勤講師の労働条件)

第 25 条 無期雇用非常勤講師の担当する授業の内容・日時、及びコマ数等は、年度ごとに本学がカリキュラム編成・時間割編成・学生の人数やニーズ・経営状況を考慮して決定するものであり、前年のものが翌年に継続されることを保証するものではない。

(無期雇用非常勤講師の解雇)

第 26 条 無期雇用非常勤講師の解雇については、第 19 条第 1 項に次の 4 号を加える。

(4) 学生数の減少、予算額の減少その他のやむを得ない事情によって業務を縮小する必要があつて過員を生じる場合

(無期雇用非常勤講師の職種・勤務場所)

第 27 条 無期雇用非常勤講師の職種又は勤務場所が変更されることはない。

(無期雇用非常勤講師の定年)

第 28 条 無期雇用非常勤講師の定年年齢は、満 65 歳とする。

2 無期雇用非常勤講師が前項の定年年齢に達したときは、当該定年年齢に達した日以後の最初の 3 月 31 日に定年退職する。

3 第 1 項の定年年齢に達した日以後に無期雇用非常勤講師となった者については、無期雇用非常勤講師となった日を当該定年年齢に達した日とみなし、その日以後の最初の 3 月 31 日に定年退職する。

(無期雇用非常勤講師の定年後再雇用)

第 29 条 前条の規定により定年退職した無期雇用非常勤講師について、理事長がとくに必要と認めた場合は、1 年を単位として再雇用することが出来る。但し 70 歳を超えて更新することはできない。

(改廃)

第 30 条 この規程の改廃は理事会が行う。

附 則

この規則は、2018 年年 4 月 1 日から施行する。